

## 1. 国民健康保険税条例（参考例）

附則  
(経過措置)

第二条 改正後の国民健康保険税条例第〇条の規定は、令和九年度分の国民健康保険税から適用し、令和八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 2. 懸念点

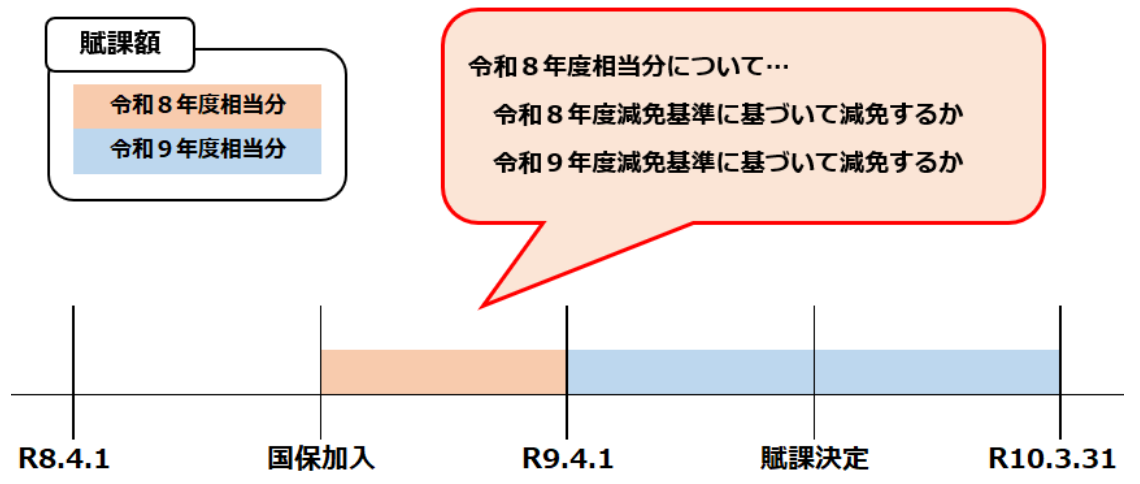
地方税総則実務提要p.967・3「住民税の過年度課税額に対する減免の適用について」  
法第323条（市町村民税の減免）の規定に基づく減免は、専ら当該年度の納税義務者の担税力に着目してなされるべきものである。

【事例】  
過年度に遡及して国保に加入したことにより、令和8年度相当分として令和9年度に新たに賦課決定。（納期未到来）

当該事例に則ると…

- 減免を行うべき対象か否かを判断するに当たっては、令和9年度（減免の申請を行う年度）の担税力に着目する。
- 減免を行うべき対象者であると判断した場合、令和9年度に新たに賦課決定した税額のうち令和8年度相当分については令和8年度以前の基準に基づき減免を行う。

参照する年度が錯綜する！



# 国民健康保険税の条例減免に係る条例参考例等について

## 3. 対応案

### 条例参考例の附則第2条（経過措置）を削除する。

（令和9年度以降に賦課決定した税額については、その中に令和8年度以前相当分が含まれていたとしても、令和9年度以降の減免基準に基づき減免する。）

#### <理由>

- ・ 減免は、専ら当該年度の納税義務者の担税力に着目してなされるべきものであることから、減免基準についても同様に当該年度の基準に基づいてなされるべきものであると考えるため。
- ・ 経過措置を設けた場合、令和9年度以降に減免を行う際、当分は根拠となる基準が複数存在することになり、運用が複雑化するため。

### 要綱参考例別表の対象期間に係る記載を以下のとおり変更する。

#### <変更内容>

減免事由	新	旧
第1号	災害発生日以降に納期の末日又は特別徴収対象年金給付の支払日が到来する国民健康保険税。〈略〉	災害発生日以降に納期の末日又は特別徴収対象年金給付の支払日が到来する当該年度の国民健康保険税。〈略〉
第2号	減免申請日以降に納期の末日が到来する国民健康保険税について減免。	減免申請日以降に納期の末日が到来する当該年度の国民健康保険税について減免。
第3号	減免申請日（特別の事情があると認められる場合は保護開始日）以降に納期の末日が到来する国民健康保険税について減免。	減免申請日（特別の事情があると認められる場合は保護開始日）以降に納期の末日が到来する当該年度の国民健康保険税について減免。

#### <理由>

「当該年度の国民健康保険税」という表現について、当該年度に賦課決定した税額のうち過年度相当分は対象外であるとする誤解を招く恐れがあるため。